

岐阜県公報

目次

告示

道路の区域変更

道路の供用開始

建築基準法に基づく道路の位置指定

公示

土地改良区の定款の変更認可

(道路維持課) 四〇九

(同) 四〇九

(建築指導課) 四一〇

(下呂農林事務所) 四一一

告示

岐阜県告示第三百二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年七月二十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年七月二十日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	高谷山線	飛騨市古川町下野字凡土坂八三番二地先から同市同町同字山岸一九六番一地先まで	前	二〇・八 一三・五	四九・〇	
		後	二〇・八 一六・五	四九・〇		

岐阜県告示第三百二十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年七月二十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課

及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年七月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は決定の日又は告示年月日ほか)
県道	打保線 神岡線 停車場	飛驒市神岡町殿字保木戸平一六七八番一地从先から 同市同町同字同六八〇番一地从先まで	103.2	令和 三・七・二〇	平成 三〇・六・五

岐阜県告示第百二十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条第一項の規定により公告する。

令和三年七月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜・西濃建築事務所長

位 置	幅員(メートル)	延長(メートル)	指定番号	年月日
瑞穂市本田字整理二二三九番二の一部及び二二三九番四	四〇.五	三三.三	岐阜県指令 岐西建築第一七号	令和 三・四・三
羽島郡岐南町伏屋七丁目一五〇番	四〇.〇	二七.六	岐阜県指令 岐西建築第一一七号	同 五・六

瑞穂市祖父江字伯母塚中二八八番

五・七〇

三・四・五

岐阜県指令
岐西建築第一一七号の四

同
五・三

羽島郡岐南町下印食一丁目一四六番四

四・五〇

二・五・二

岐阜県指令
岐西建築第一一七号の三

同
六・二

羽島郡笠松町田代字白鬘六三〇番八

四・六六

三・三・三

岐阜県指令
岐西建築第一一七号の五

同
六・一〇

中濃建築事務所長

位 置	幅員(メートル)	延長(メートル)	指定番号	年月日
関市中二丁目二〇一番九	六〇.〇	九三.八	岐阜県指令 中建築第二一号	令和 三・四・二
美濃加茂市加茂野町市橋字仲屋敷五三六番九	六〇.〇	五〇.五	岐阜県指令 中建築第二一号の二	同 四・二六
関市倉知字絵ヶ丘一三三六番四	五〇.〇	二六.〇	岐阜県指令 中建築第二一号の三	同 五・二七
関市西仙房五番四	六〇.〇	五四.三	岐阜県指令 中建築第二一号の四	同 六・二

東濃建築事務所長

位 置	幅員(メートル)	延長(メートル)	指定番号	年月日
土岐市土岐津町土岐口字土井前一八五三番三	四〇.〇	五四.四	岐阜県指令 東建築第七号の一四	令和 三・四・一
中津川市茄子川字鳳雲庵一〇四〇番一	四〇.〇	三四.五	岐阜県指令 東建築第七号の二	同 四・三〇
中津川市茄子川字鳳雲庵一〇四〇番三六	六〇.〇	三〇.五	同	同

(道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。)

公 示

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和三年七月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

萩原町羽根土地改良区	土地改良区名	認可年月日
		令和三・七・二〇

令和三年七月二十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社